

第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務 プロポーザル実施要領

1 目的

全国離島交流中学生野球大会は、地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島の中学生が一堂に会し、野球を通じて「島」と「島」の交流を図ることにより、新たな人間形成や健全な少年・少女の育成を促進することで、将来を通じた離島地域の振興に寄与することを目的としている。

令和 8 年度に島根県隠岐の島町で開催する「第 17 回全国離島交流中学生野球大会」において、大会参加チーム等の宿泊や輸送等に対し利便性を考慮し、安全かつ円滑に業務を遂行するため、参加チーム等の国内旅行チケット等手配業務及び輸送業務等に豊富な情報や技術、専門知識等を有する者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第 17 回全国離島交流中学生野球大会参加チーム宿泊輸送等業務

(2) 業務場所及び内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

(4) 委託業務費用見込額

非公開

(5) 契約条件

本プロポーザルは契約候補者の選定を行うものであり、契約は第 17 回全国離島交流中学生野球大会実行委員会との契約締結を条件とする。

3 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

4 スケジュール

項 目	日 程
募集の公告（実施要領等の配布）	令和 7 年 10 月 3 日（金）

参加表明書の受付期間	令和 7 年 10 月 3 日（金）～令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時
企画提案書の提出期間	令和 7 年 10 月 3 日（金）～令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時
参加資格合否決定期限	令和 7 年 10 月 17 日（金）
質問書受付期間	令和 7 年 10 月 3 日（金）～令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 5 時
質問書回答期限	令和 7 年 10 月 27 日（月）
企画提案審査	令和 7 年 11 月 13 日（木）（予定）
結果の通知（発送）	令和 7 年 11 月 17 日（月）（予定）

5—1 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の条件をすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ②旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に定める「第 1 種旅行業者」又は「第 2 種旅行業者」の登録を受けた者であること。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - （ア）親会社と子会社の関係
 - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係
 - （ウ）一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - （エ）前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ⑦隠岐の島町内で行う業務打合せや緊急対応のため島根県内に本支店・営業所を有する者であること。

5—2 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合【審査委員名簿参照】
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に 5－1 参加資格の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6 参加表明書及び質問の受付・回答

(1) 提出様式

- (ア) 参加表明書（様式第 1 号）
- (イ) 会社概要書（様式第 3 号）
- (ウ) 財務諸表
- (エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）
- (オ) 隠岐の島町の滞納がない旨の証明書
- (カ) 契約の締結についての権限を委任する書類（本店契約の場合不要）
- (キ) 商業登記簿謄本（申込日前 3 ヶ月以内のもの。写し可。）
- (ク) 「5 参加資格-②」の登録を受けている証明の写し
- (ケ) 履歴事項全部証明書（申込日前 3 ヶ月以内のもの。写し可。）

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(3) 提出期限

「4. スケジュール」による。

(4) 提出先

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2
隠岐の島町役場地域振興課内
第 17 回全国離島交流中学生野球大会実行委員会事務局

(5) 参加資格の審査結果

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査する。結果は期限までに適正に提出した全ての事業者には、電子メールで通知し、企画提案書の提出を要請する。また、企画提案書審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

(ア) 企画提案提出書 (様式第 4 号)

1 部提出

(イ) 企画提案書 (任意様式)

- ① 7 部提出「企業名有り」
- ② 原則、A 4 サイズ、片面とする。
- ③ 様式自由
- ④ 文字サイズは 11 ポイント以上
- ⑤ カラー可、図、絵、写真等の使用は可
- ⑥ 仕様書 5. 業務内容を簡潔に企画提案すること。(提案書枚数は合計 10 枚以内とする)
- ⑦ 概算見積書 (仕様書に示した内容全て)
- ⑧ その他提案に付随する資料 (パンフレット等)
- ⑨ 業務行程表

【提案内容】企画提案は、別紙仕様書の業務内容をふまえ簡潔にわかりやすく説明すること。また、提案内容は根拠をもって説明し、別途資料があれば併せて提出すること。なお、付随資料は企画提案書を補足する内容に限り認めるものであるため、企画提案書を超える枚数の提出は認めない。

(2) 提出方法

持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。) とし併せて電子データを 1 式提出すること。

(3) 提出期限

「4. スケジュール」による。

(4) 提出先

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2
隠岐の島町役場地域振興課内
第 17 回全国離島交流中学生野球大会実行委員会事務局

8 審査（プレゼンテーションの実施）

(1) 日時及び場所

日時：「4. スケジュール」による。

場所：隠岐の島町役場 本庁 201 会議室（予定）

(2) 提案者側の参加者

3 名以内

(3) 実施内容（1 参加者につき）

① プレゼンテーション（25 分以内）

② 選定委員からの質疑応答（30 分程度）

(4) 留意事項

①本プロポーザルに関して、企画提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において内容の審査を行い選定の可否を決定する。

②プレゼン等は非公開とする。

③パワーポイント等の画像の投影については、提案内容の理解を助けるものである場合（「フロー図を順番に表示して理解を助ける説明」である場合や「書類上縮小せざるを得ない図解等を拡大表示し理解を助ける説明」）に限り認める。新たな資料提示は認めない。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。（HDMI 端子接続）

④プレゼンは提出済み企画提案書に基づき、内容を補足する形式で行う。ただし必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

9 契約候補者の選定方法及び結果の通知

(1) 契約候補者の選定

提出された参加表明書、企画提案書及びプレゼンに基づき、審査委員会により決定する。審査は評価基準に基づき採点し、最も高い評価を得た者 1 者を契約候補者として選定する。

(2) 評価基準

- ・ 宿泊手配業務（派遣審判員除く、大会役員・帯同職員は宿泊のみ手配）
- ・ 輸送手配業務（スクールバス提供を前提とした提案）
- ・ 業務実施体制
- ・ 経費の妥当性

- ・自由提案（自社の優位性）

（３）選定結果の通知

契約候補者決定後、速やかに全提案者に通知する。通知後の質問・異議申立てはできない。

１０ その他の留意事項

- ① 本提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出期限後の書類の変更・差替えは原則できない（軽微な誤字等を除く）。
- ④ 委託業務費用は予算の範囲内で契約締結を行うものであり、提出見積額がそのまま契約額になるとは限らない。
- ⑤ 社会情勢や不可抗力により事業中止となる場合、実行委員会は一切の責任を負わない。
- ⑥ 本プロポーザル審査は、令和８年度の予算成立を前提とするものであり、予算が不成立となった場合、予算措置がなされない場合又は大幅な減額となった場合には、契約を締結しないことがある。この場合、隠岐の島町及び実行委員会は、提案者又は契約候補者が被ったいかなる不利益、損害、経費その他一切についても責任を負わないものとする。提案者は、当該リスクを十分認識したうえで本プロポーザルに参加するものとする。
- ⑦ 参加表明書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。